

Q & A

1. 総論

問 1 - 1. 今般どのような緩和措置を講ずることとしたのですか。

○9月5日付で「使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成23年経済産業省告示第126号）」を改正し、以下2点の措置を講ずることとしました。

- ①9月2日（金）を最後に、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること（9月5日（月）からは適用除外）
- ②9月9日（金）を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること（22日（木）から約2週間の前倒し）

2. 被災地への適用除外関係

問 2 - 1. 今般の被災地域に対する新たな緩和措置の内容及び目的は何でしょうか。

○今般、「計画停電は不実施」という原則を維持しつつ、被災地域の早期復興を図る観点から、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する使用制限の適用を除外することとしました。

問 2 - 2. 今回の適用除外の対象となる「被災地」とは具体的にどこですか。

○以下のとおりです。

<東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地市町村>

- 青森県八戸市、上北郡おいらせ町
- 岩手県全市町村
- 宮城県全市町村
- 福島県全市町村
- 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、中魚沼郡津南町
- 茨城県日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村
- 栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- 千葉県浦安市、我孫子市、香取市、旭市、習志野市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区

問 2 - 3. 適用除外を受けるために何か手続が必要になりますか。

- 9月5日付けで告示を改正し、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々を適用除外の対象者として追加します。よって、申請等をしていただく必要はありません。

問 2 - 4. 適用除外の対象となる大口需要家は、今後、一切節電に取り組まなくても良いということでしょうか。

- 今般の措置により、被災地の大口需要家の方々は電気事業法第27条に基づく電気の使用制限義務の対象からは外れることとなりますが、▲15%の需要抑制目標は9月末まで努力目標として残すこととしているため、引き続き可能な範囲で節電をお願いしたいと考えています。

問 2 - 5. 被災地に所在する大口需要家については、「使用電力状況報告書」についてはいつ時点の実績まで提出する必要がありますか。

- 被災地に所在する大口需要家の方々については、9月2日（金）を最後に電気の使用制限が終了することとなります。
- したがって、「使用電力状況報告書」には9月2日（金）までの実績を記入し、御提出ください。
- なお、報告期限については、従来とおり検針日から15日以内とさせていただきます。

3. 東京電力管内への使用制限期間の早期終了

問3-1. 早期終了の措置を受けるために何か手続が必要になりますか。

○9月5日付で告示を改正し、東京電力管内の使用制限の期間を7月1日から9月9日までとしました。よって、申請等をしていただく必要はありません。

問3-2. 使用制限解除後、大口・小口・家庭に対する節電要請はなくなると考えて良いでしょうか。

○9月中下旬に残暑が戻る可能性があることから、使用制限解除後も▲15%の需要抑制は努力目標として残します。ただし、気温も下がってくることから、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で一般的な節電に取り組んでいただきたいと思います。

問3-3. 被災地域外の東京電力管内に所在する大口需要家については、「使用電力状況報告書」についてはいつ時点の実績まで提出する必要がありますか。

○被災地域以外の東京電力管内に所在する大口需要家の方々については、9月9日（金）を最後に電気の使用制限が終了することとなります。

○したがって、「使用電力状況報告書」には9月9日（金）までの実績を記入し、御提出ください。

なお、報告期限については、従来とおり検針日から15日以内とさせていただきます。

4. 共同スキームについて

問4-1. 被災地域外の大口需要家のみで共同使用制限スキームを活用している場合の扱いはどうなりますか。

- 被災地域外の大口需要家のみで共同使用制限スキームを活用している場合については、今般の措置によって使用制限期間が9月9日（金）までに短縮されることとなります。
- 使用制限期間である9月9日（金）までは、これまでとおりに共同使用制限スキームに則り、電気の使用制限に取り組んでいただきますようお願いいたします。

問4-2. 被災地域の大口需要家と被災地域外の大口需要家が共同使用制限スキームを活用している場合の扱いはどうなりますか。

- 被災地域の大口需要家の方々は9月2日（金）を最後に、電気の使用制限を終了することとなります。
- よって、被災地域に所在する大口需要家の方々と被災地域外の大口需要家の方々が共同使用制限スキームを活用している場合、
 - ・被災地域の大口需要家の方々は、9月5日（月）以降、電気の使用制限の適用が除外されるため、可能な範囲で15%の節電に取り組んでください。
 - ・被災地以外の大口需要家の方々は、使用制限期間である9月9日（金）まではこれまでとおりに共同使用制限スキームに則り、「電力共同抑制申請書」に記載した自らの使用予定電力の範囲内で電気を使用していただきますようお願いいたします。

問4-3. 被災地域の大口需要家と被災地域外の大口需要家が共同使用制限スキームを活用している場合、「使用電力状況報告書」についてはどのような扱いとなりますか。

○共同使用制限スキームは、スキームに参画する大口需要家全体で15%の削減を実施するものです。

○このため、スキームに参画する被災地域の大口需要家の方々についても、適用除外となる9月5日（月）～9月9日（金）の「使用電力の実績値」を「使用電力状況報告書」に記入のうえ、御提出ください。

○なお、被災地域の大口需要家の方々は9月5日（月）から電気の使用制限の適用が除外されていることから、9月5日（月）～9月9日（金）において使用予定電力を超過して電気を使用された場合であっても、当然ながら電気事業法違反に問われることはありません。

問4-4. 被災地域の大口需要家と被災地域外の大口需要家が共同使用制限スキームを活用している場合、被災地域の大口需要家が適用除外になることを踏まえ、既存の共同使用制限スキームについて変更申請をする必要はありますか。

○被災地域外の大口需要家の方々が、既存の共同使用制限スキームの枠組みに則って電気の使用制限に取り組んでいただく場合には、変更申請をしていただく必要はありません。

問4-5. 被災地域の大口需要家を除く形で共同使用制限スキームの変更申請（取消申請）を出すことは可能でしょうか。また、その場合、適用開始日はいつになりますか。

○可能です。適用開始日は9月5日にすることを考えていますが、具体的には東北経済産業局・関東経済産業局に御相談下さい。

問4-6. 被災地域の大口需要家のみで共同使用制限スキームを組んでいた場合の扱いはどうなりますか。

○被災地域の大口需要家の方々については、9月2日（金）を最後に、電気の使用制限が終了することになります。

○よって、被災地域の大口需要家のみで共同使用制限スキームを組んでいた場合、9月5日（月）以降、可能な範囲で▲15%の節電に取り組んでください。

5. その他

問5-1. 関西電力管内においては引き続き節電を行う必要があるのでしょうか。

○関西電力管内においても、▲10%以上の需要抑制は努力目標として残しますが、気温も下がってくることから、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で節電を行うようお願いいたします。

問5－2. 今般の緩和措置について、通知書の送付はありますか。

○今般の緩和措置の対象になる大口需要家の方々には、通知することとしています。

問5－3. 被災地域の小口需要設備との連携による制限緩和を受けている場合、引き続き制限緩和を受けられますか。

○引き続き制限緩和を受けることが可能です。